

農薬は正しく

使いましょう

「食品衛生法」が改正され、平成18年5月にポジティブリスト制が導入されました。

ポジティブリスト制とは、すべての農産物に残留農薬の基準値が定められたもので、今まで残留基準がなかった農産物にも一律の厳しい基準が設定されました。

国及び県内外において、残留農薬の基準値を超えた農作物が発見され、問題となる事例が増えています。

常陸大宮市では、多くの野菜が生産出荷されています。常陸大宮市の農産物を安心して消費者に食べていただくためには、生産者一人ひとりが農薬の適正使用について遵守することが必要です。農薬散布の前には次のようなことを注意し、事故を起こさないようにしてください。



農薬ラベルの確認をしましょう

～農薬使用の基本はラベルです～

○使用方法や注意事項をよく読んで使用してください。

「農林水産省登録番号」の記載がない「無登録農薬」は農作物に使用できません。



ポイント2

用途

殺虫剤、殺菌剤、除草剤などの用途を確認しましょう。

ポイント1

登録番号

登録番号の有無を確認しましょう。登録のない農薬は使えません。

ポイント3

適用表

使用基準を確認しましょう。

- 適用作物
- 希釈倍数
- 使用量
- 使用時期
- 総使用回数
- 使用方法

商品名が異なっても同じ有効成分が含まれる場合がありますので、総使用回数には注意しましょう。

農林水産省登録
第〇〇〇〇〇号

水稲用除草剤

〇〇〇〇〇1キロ粒剤

△△△△△粒剤

【成分】〇〇〇%
.....〇〇〇%

【性状】 類白色細粒

適用雑草・使用方法

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	10アール当たりの使用量	総使用回数*	使用方法	適用地域
水田・一年生雑草	ササユイ オシロイ ウリハダ ミズカヤツリ ヘラオモリカ ヒメジョオン アザミ	移植後5日～15日 (水田では移植後10日 以降)	砂壌土 粘土 水田	1kg	本剤のみ.....1回2回 (希釈濃度は1% 本剤では2%)	播種時 灌水時	北陸、関東、東北、 新潟及び九州の 新潟県及び福岡 県各地等 近畿、中部、四国 の西濃部及び 伊勢国各地等 関東、東北、東海 の濃尾川及び 伊勢川流域等

効果・薬害等の注意

安全使用上の注意

最終有効年月(西暦下2けた) 09.10

ポイント4

安全使用上の注意

使用時の保護具、水産動植物への影響、保管上の注意事項などを確認しましょう

ポイント5

薬効・薬害の注意

作物に対する効果的な使い方や、薬害を避ける方法を確認しましょう。

ポイント6

最終有効年月

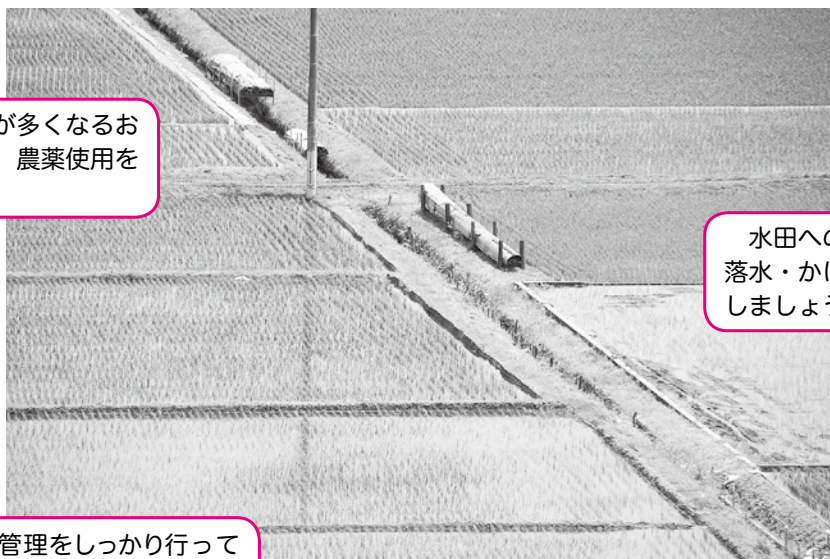
有効期限を確認しましょう。西暦年下2桁と月が記載されています。

■■■■ 水田からの農薬流出を防ぎましょう ■■■■

～止水管理は農薬の効果を安定させます～



大雨等で降水量が多くなるおそれがある場合は、農薬使用を控えましょう。



水田への農薬散布後7日間は落水・かけ流しをしないようにしましょう。

畦畔の管理をしっかり行って漏水を防ぎましょう。

■■■■ 周辺の環境に配慮して農薬を散布しましょう ■■■■



学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地とこれに近接する土地、住宅地に近接する森林等、及び住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理にあたっては、農薬の飛散を原因とする、住民や子ども等への健康被害が生じないように、できるだけ農薬を使用しない管理を心がけましょう。

また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をしましょう。

農薬飛散防止のポイント

- 無風か風の弱い時に風向に注意して散布しましょう。
- 対象とする作物だけにかかるよう散布の方向や位置に注意しましょう。
- 適切なノズルを用い、圧力を高めすぎないようにしましょう。
- 周りの農家さんと声をかけあい、周りの畑で収穫直前の作物がある場合は、散布日や収穫日を変更するなどの調整をしましょう。

散布後は

- 散布器具をよく洗浄しましょう。
散布機のタンクやホースに前回使用した薬液が残っていると、次回の散布時にそのまま散布されてしまい、農薬残留の問題につながります。

■農薬に関して不明な点がある場合は下記の関係機関までお問い合わせください。

常陸大宮地域農業改良普及センター

☎0295-53-0116

病虫害防除所

☎029-227-2445

県北農林事務所 企画調整部門 振興・環境室

☎0294-80-3303

茨城県 農林水産部 農産課

☎029-301-1111 (代表)

常陸大宮市役所 経済建設部 農林課 農林畜産振興G

☎0295-52-1111 (代表)